鳥取市産休等代替職員費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市産休等代替職員費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、別表１に定める対象施設（市内に設置されている施設に限る。以下「児童福祉施設等」という。）の対象職種の職員が、出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇（以下「産休・病休」という。）を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための職員（以下「産休等代替職員」という。）を当該児童福祉施設等の代表者が臨時的に任用することについて、市がその所要経費を負担することにより、当該休暇を必要とする職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、当該施設における児童等の適正な処遇を確保することを目的として交付する。

（補助対象者）

第３条　本補助金の交付の対象となる者は、別表２に定める産休等代替職員を、別表３に掲げる補助対象期間の任用（以下「補助事業」という。）を行う法人等（以下「法人等」という。）とする。

（補助金の額）

第４条　本補助金の額は、補助事業に係る各産休等代替職員に法人等が支払う賃金の額（補助対象期間毎に、その者の実勤務日数に応じて鳥取県産休等代替職員費補助金交付要綱（平成１１年１１月１７日付児第４４５号鳥取県福祉保健部長通知）第３条第２号の表に掲げる区分に対応する額を限度とする。）の合計額以下とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第５条　本補助金の交付申請は、原則として当初の申請については５月末日までに行わなければならない。ただし、同日以降に産休等代替職員を任用する事由が生じた場合は、原則産休等代替職員の任用を開始する前日までに申請を行わなければならない。

２　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（交付決定の時期）

第６条　本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として３０日を経過する日までの間に行うものとする。

（着手届を要しない場合）

第７条　規則第１０条第３号の市長が別に定める場合は、同条第１号又は第２号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第８条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）本補助金の増額

（２）産休等代替職員の変更

２　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第９条　規則第１２条の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは、廃止の日から３０日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに行わなければならない。

２　規則第１２条の報告書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第３号及び様式第４号によるものとする。

（雑則）

第１０条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成３０年７月１日から施行し、平成３０年度の補助事業から適用する。

２　平成３０年度の本補助金の交付申請は、第４条第１項の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに行うものとする。

附　則

この要綱は、令和元年５月１０日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年５月１日から施行し、令和２年度の補助事業から適用する。

別表１（第２条関係）

区　　分		内　　容
補助対象施設	（１）対象施設種別	ア　保育所 イ　幼保連携型認定こども園 ウ　地域型保育事業所 エ　児童養護施設 オ　障害児入所施設 カ　乳児院 キ　母子生活支援施設 ク　児童心理治療施設 ケ　児童発達支援センター コ　救護施設 サ　養護老人ホーム （特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く） シ　軽費老人ホーム （特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く）
	（２）対象職種	（１）の各対象施設における設置及び基準において配置が必要とされる職種（施設長、医師及び事務員を除く。）
	（３）令和７年３月３１日までの特例	（１）の対象施設のうちアからウまでについては、（２）の対象職種に、鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年鳥取市条例第６８号）附則３、４及び５、鳥取県認定こども園に関する条例（平成２６年鳥取県条例第４３号）附則第４条、第５条第１項、第２項及び第６条、鳥取市幼保連携型認定こども園に関する条例（平成２９年鳥取市条例６９号）附則第４条、鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成２６年鳥取県規則第５３号）附則第３条並びに鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年鳥取市条例第２８号）附則６、７及び８により保育士とみなされる者を含む。

別表２（第３条関係）

区　　分		内　　容
産休等代替職員	（１）対象者	対象の児童福祉施設等の職員のうち、出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため３１日以上の療養を必要とする者で、別表３に掲げる補助対象期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第１１条に規定する賃金の全額又は地方公共団体の給与に関する条例に基づき給与の全額の支給を受ける者の職務を行わせるために、児童福祉施設等の長（その者が産休等代替職員の任命権を有しないときは、任命権を有するものとする。）が、臨時的に任用するもの。

	（２）資格要件	補助対象施設種別における補助対象職種の職員の代替職員として任用され、資格を必要とする職種については、それぞれの職種ごとの所定の資格を有する者

別表３（第３条関係）

区　　分		内　　容
補助対象期間	（１）児童福祉施設等の職員が出産する場合	その職員の出産予定日の８週間(多胎妊娠の場合にあっては、１４週間)前の日から産後８週間を経過する日までの期間（法人等において当該休暇期間を短く定めている場合は、その期間とする。）
	（２）児童福祉施設等の職員が傷病のため、３１日以上の継続する療養を必要とする場合	その職員が休暇を開始して３１日目から９０日目までの期間（法人等において当該休暇期間を短く定めている場合は、その期間とする。）